

## 査証欄増補

平成 30 年 1 月 1 日掲載

現在有効な旅券には一回に限り査証欄の増補が出来ます。一度増補された旅券の査証欄の余白が無くなった場合には、新規旅券を申請していただくことになります。

### 1. 申請

申請は申請者本人が総領事館窓口に直接申請して下さい。なお、ご来館が困難な場合、申請者の指定した方が代理申請することも可能です。詳細は注意事項の「代理人申請について」を御参照下さい。

### 2. 必要書類

- (1) 一般旅券査証欄増補申請書 1 通（窓口にて入手可能）
- (2) 現在所持する有効な旅券

### 3. 交付・受領

- (1) 作成には少々お時間をいただきます。（約 30 分）
- (2) 手数料については[ここをクリック](#)して下さい。

### 4. 注意事項

#### (1) 代理人申請について

各申請を代理人に委任することが可能です。代理人には、申請者の指定した方（申請者の配偶者、二親等内の親族、その他の者）がなることが可能です（旅行業者等による代理申請は受け付けません）。

その場合、申請者は、事前に申請書を総領事館より取り寄せ、旅券の申請者自身が記入（署名）の上、代理人にお渡し下さい。なお、親族または指定した者を通ずる申請書類等提出申出書の欄も必ずご記入願います。

- ・代理人は全ての必要書類と御自身の旅券をご持参下さい。
- ・代理人が行うことが出来る手続きはあくまで申請手続のみ（記載事項訂正、査証欄増補を除く）ですので、受領に際しては必ず旅券の名義人ご本人にご来館していただく必要があります。
- ・申請書は機械で読み取りますので折らないように願います。